

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 2 号

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症に感染した薩摩川内市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金に関する条例（令和 2 年薩摩川内市条例第 1 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。